

議案第 69 号

杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
(区議会提出議案に関する意見聴取)

上記の議案を提出する。

令和6年11月27日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 渋谷 正 宏

(提案理由)

令和6年第4回杉並区議会定例会に提出する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、杉並区長から杉並区教育委員会に意見を求められたため。

議案第 号

杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年11月 日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

第1条 杉並区長等の給与等に関する条例（昭和32年杉並区条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の201.5」を「100分の221.5」に改める。

別表第1区長の項中「1,113,000円」を「1,123,000円」に改め、同表副区長の項中「891,900円」を「899,900円」に改める。

第2条 杉並区長等の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の221.5」を「100分の211.5」に改める。

第3条 杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年杉並区条例第20号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の189」を「100分の209」に改める。

別表議長の項中「856,000円」を「863,700円」に改め、同表副議長の項中「774,600円」を「781,600円」に改め、同表委員長の項中「643,400円」を「649,200円」に改め、同表副委員長の項中「616,600円」を「622,100円」に改め、同表議員の項中「595,700円」を「601,100円」に改める。

第4条 杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の209」を「100分の199」に改める。

第5条 杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和54年杉並区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中「76万4,400円」を「77万1,300円」に改める。

第8条中「100分の201.5」を「100分の221.5」に改める。

第6条 杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条中「100分の221.5」を「100分の211.5」に改める。

第7条 杉並区監査委員の給与等に関する条例（平成3年杉並区条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「68万7,500円」を「69万3,700円」に改め、同項第2号中「66万8,700円」を「67万4,700円」に改める。

第4条第4項中「100分の201.5」を「100分の221.5」に改める。

第8条 杉並区監査委員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「100分の221.5」を「100分の211.5」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第1条の規定（杉並区長等の給与等に関する条例（以下「区長等給与条例」という。）第5条の改正規定を除く。）による改正後の区長等給与条例の規定、第3条の規定（杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「議員報酬条例」という。）第8条第2項の改正規定を除く。）による改正後の議員報酬条例の規定、第5条の規定（杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「教育長給与条例」という。）第8条の改正規定を除く。）による改正後の教育長給与条例の規定及び第7条の規定（杉並区監査委員の給与等に関する条例（以下「監査委員給与条例」という。）第4条第4項の改正規定を除く。）による改正後の監査委員給与条例の規定 令和6年11月1日
 - (2) 第1条の規定（区長等給与条例第5条の改正規定に限る。）による改正後の区長等給与条例の規定、第3条の規定（議員報酬条例第8条第2項の改正規定に限る。）による改正後の議員報酬条例の規定、第5条の規定（教育長給与

条例第 8 条の改正規定に限る。) による改正後の教育長給与条例の規定及び第 7 条の規定 (監査委員給与条例第 4 条第 4 項の改正規定に限る。) による改正後の監査委員給与条例の規定 令和 6 年 1 2 月 1 日

- 3 第 1 条の規定による改正後の区長等給与条例の規定、第 3 条の規定による改正後の議員報酬条例の規定、第 5 条の規定による改正後の教育長給与条例の規定及び第 7 条の規定による改正後の監査委員給与条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の区長等給与条例の規定、第 5 条の規定による改正前の教育長給与条例の規定及び第 7 条の規定による改正前の監査委員給与条例の規定に基づいて支給された給与並びに第 3 条の規定による改正前の議員報酬条例の規定に基づいて支給された議員報酬及び期末手当は、第 1 条の規定による改正後の区長等給与条例の規定、第 5 条の規定による改正後の教育長給与条例の規定及び第 7 条の規定による改正後の監査委員給与条例の規定による給与並びに第 3 条の規定による改正後の議員報酬条例の規定による議員報酬及び期末手当の内払とみなす。

(提案理由)

区長等の給与を改定する等の必要がある。

杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

第1条による改正（杉並区長等の給与等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
（期末手当） 第5条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に<u>100分の221.5</u>を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。 （1）～（3） 略	（期末手当） 第5条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に<u>100分の201.5</u>を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。 （1）～（3） 略

第2条による改正（杉並区長等の給与等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
（期末手当） 第5条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に<u>100分の211.5</u>を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。 （1）～（3） 略	（期末手当） 第5条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に<u>100分の221.5</u>を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。 （1）～（3） 略

第3条による改正（杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部

改正)

新 条 例	旧 条 例
(期末手当)	(期末手当)
第8条 略	第8条 略
2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、辞職、失職、除名又は死亡の日現在）における第2条に定める議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に <u>100分の209</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、辞職、失職、除名又は死亡の日現在）における第2条に定める議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に <u>100分の189</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。
3及び4 略	3及び4 略

第4条による改正（杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部

改正)

新 条 例	旧 条 例
(期末手当)	(期末手当)
第8条 略	第8条 略
2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、辞職、失職、除名又は死亡の日現在）における第2条に定める議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に <u>10</u>	2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、辞職、失職、除名又は死亡の日現在）における第2条に定める議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に <u>10</u>

0 分の 1 9 9 を乗じて得た額に、基準
日以前 6 月以内の期間における在職期
間の区分に応じて、次の表に定める割
合を乗じて得た額とする。

3 及び 4 略

0 分の 2 0 9 を乗じて得た額に、基準
日以前 6 月以内の期間における在職期
間の区分に応じて、次の表に定める割
合を乗じて得た額とする。

3 及び 4 略

第 5 条による改正（杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に
関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(給料) 第 2 条 教育長の給料の額は、月額 <u>7 7 万 1, 3 0 0 円</u> とする。 (期末手当) 第 8 条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に <u>1 0 0 分の 2 2 1. 5</u> を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。 (1)～(3) 略	(給料) 第 2 条 教育長の給料の額は、月額 <u>7 6 万 4, 4 0 0 円</u> とする。 (期末手当) 第 8 条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に <u>1 0 0 分の 2 0 1. 5</u> を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。 (1)～(3) 略

第 6 条による改正（杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に
関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(期末手当) 第 8 条 期末手当の額は、次に掲げる額	(期末手当) 第 8 条 期末手当の額は、次に掲げる額

の合計額に100分の211.5を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。

(1)～(3) 略

の合計額に100分の221.5を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。

(1)～(3) 略

第7条による改正（杉並区監査委員の給与等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(給料及び報酬) 第2条 識見を有する者のうちから選任された監査委員で常勤のもの（以下「常勤の監査委員」という。）の給料の額は、次のとおりとする。 (1) 代表監査委員 月額 <u>69万3,700円</u> (2) その他の監査委員 月額 <u>67万4,700円</u> 2及び3 略 (その他の給与) 第4条 略 2及び3 略 4 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に<u>100分の221.5</u>を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とする。	(給料及び報酬) 第2条 識見を有する者のうちから選任された監査委員で常勤のもの（以下「常勤の監査委員」という。）の給料の額は、次のとおりとする。 (1) 代表監査委員 月額 <u>68万7,500円</u> (2) その他の監査委員 月額 <u>66万8,700円</u> 2及び3 略 (その他の給与) 第4条 略 2及び3 略 4 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に<u>100分の201.5</u>を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とする。

(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
5～8 略	5～8 略

第8条による改正（杉並区監査委員の給与等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(その他の給与)	(その他の給与)
第4条 略	第4条 略
2及び3 略	2及び3 略
4 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に <u>100分の211.5</u> を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とする。	4 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に <u>100分の221.5</u> を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とする。
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
5～8 略	5～8 略

給与改定等の概要

杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

項 目	改 正 内 容				
給 料 及 び 議 員 報 酬			職 名	現 行	改 正
			区 長	1, 113, 000 円	1, 123, 000 円
			副 区 長	891, 900 円	899, 900 円
	区 議 会 議 員		議 長	856, 000 円	863, 700 円
			副 議 長	774, 600 円	781, 600 円
			委 員 長	643, 400 円	649, 200 円
			副 委 員 長	616, 600 円	622, 100 円
			議 員	595, 700 円	601, 100 円
			教 育 長	764, 400 円	771, 300 円
			代表監査委員（常勤）	687, 500 円	693, 700 円
			その他の監査委員（常勤）	668, 700 円	674, 700 円
期 末 手 当	区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の支給月数				
	区 分	現 行	第 1 条、第 5 条及び 第 7 条による改正 (令和 6 年度の支給月数)	第 2 条、第 6 条及び 第 8 条による改正 (令和 7 年度の支給月数)	
	6 月 期	2 . 0 1 5	2 . 0 1 5	<u>2 . 1 1 5</u>	
	1 2 月 期	2 . 0 1 5	<u>2 . 2 1 5</u>	<u>2 . 1 1 5</u>	
	合 計	4 . 0 3	<u>4 . 2 3</u>	4 . 2 3	
	区議会議員の支給月数				
区 分	現 行	第 3 条による改正 (令和 6 年度の支給月数)	第 4 条による改正 (令和 7 年度の支給月数)		
6 月 期	1 . 8 9	1 . 8 9	<u>1 . 9 9</u>		
1 2 月 期	1 . 8 9	<u>2 . 0 9</u>	<u>1 . 9 9</u>		
合 計	3 . 7 8	<u>3 . 9 8</u>	3 . 9 8		
施 行 期 日 等	1 第 1 条、第 3 条、第 5 条及び第 7 条による給料及び議員報酬並びに期末手当に係る改正は公布の日から施行し、改正後の給料及び議員報酬に係る規定は令和 6 年 1 1 月 1 日から、期末手当に係る規定は同年 1 2 月 1 日から適用する。 2 第 2 条、第 4 条、第 6 条及び第 8 条による期末手当に係る改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。				